

独立行政法人北方領土問題対策協会役員退職金に係る
業績勘案率（案）について

平成22年2月16日
内閣府独立行政法人評価委員会

独立行政法人北方領土問題対策協会の退職役員に関する業績勘案率（案）については、以下のとおりとする。

理事 XXXXXXXXXX 業績勘案率は、1.0とする。

（決定の方法）

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成17年8月23日内閣府独立行政法人評価委員会決定）に基づき決定

（決定の理由）

平成22年2月16日開催の北方領土問題対策協会分科会において審議
業績勘案率（算定方法は別紙）1.0を基本とし、退職した役員の業績等について、法人から説明を受け審議したところ、基準業績勘案率を変更すべき特段の事情はないと判断し、業績勘案率（案）を「1.0」にすることに決定した。

(別紙)

前理事の基準業績勘案率の算定

1. 業績勘案率の算定期間 平成20年7月20日～平成22年1月31日〔1年6月12日〕

2. 算定方法

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」2.(1)に基づき、退職した役員が在職した各事業年度ごとに基準値を設定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値(少数点第2位以下は四捨五入)を基準業績勘案率とした。

(1) 各事業年度の基準値

(事業年度の評価項目ごとに点数化 A+=5、A=4、B=3、C=2、D=1)

①平成20年度(Y)

A+ A B C D

$(0 \times 5 + 4 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 4 = 4.0$

(得られた値が3.5以上4.1未満の場合、基準値は1.0) Y

= 1.0

②平成21年度(Z)

(役員が在職した期間の法人の業務実績の状況、前年度の業務実績との比較等により分科会において決定)

Z = 1.0

(2) 基準業績勘案率の算定

$(Y \times 9 \text{月} + Z \times 10 \text{月}) / 19 \text{月} = \text{基準業績勘案率}$

$(1.0 \times 9 \text{月} + 1.0 \times 10 \text{月}) / 19 \text{月} = \underline{\underline{1.0}}$

前理事在職時における評価結果

評価	年度	平成20年度
A+		0
A		4
B		0
C		0
D		0
項目数計		4

前理事在任時の20年度評価結果

評価項目 (20年度計画の各項目)	評価
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	
(6) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	
① 融資制度の周知 平成20年4月1日からの改正法の施行に関して、対象者が多く居住する道内及び富山県の10地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会報等を活用し、以下について周知の徹底を図る。 ・ 融資内容及び手続きの方法について ・ 元居住者の居住要件の緩和について ・ 生前承継及び同制度を補完する死後承継について ・ 法人資金の取扱の停止について	A
② 関係金融機関との連携強化 融資制度の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。 ○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌) ○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌)	A
③ リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、更生、生活、修学、住宅改良の各資金については、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持し、リスク管理債権を以下により適正に管理する。 (ア) 貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)を全国預金取扱金融機関の18年度末平均比率3.31%以下に抑制する。 (イ) 更生・生活資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。 (ウ) 修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結(対象者の80%を達成目標とする)し、債権保全を強化する。 (エ) 住宅改良資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。	A
④ 融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。	A

独立行政法人北方領土問題対策協会理事としての■■■■氏の業績（案）

1. 就任及び退任日

- ・平成20年7月20日に独立行政法人北方領土問題対策協会理事就任
- ・平成22年1月31日に退任

2. 在任期間

1年6月12日

3. 職務

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「北対協」という。）の理事として、札幌事務所に常勤し、主として北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務を所掌する同所を掌握。

4. 主たる業績

■■■■氏は、北対協の理事に就任以来、札幌事務所業務を掌握し、北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務を円滑に推進することを通し、理事長を的確に補佐し、主として次に挙げる業績を上げた。

<北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施>

（1）北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務に関し、特に、貸付対象者である元島民等のニーズを的確に把握することに努め、21年度から事業経営資金の限度額を400万円から800万円に引き上げると共に、貸付利率についてもより現状に即した設定方法の変更実現に努めた。

この利率の設定方法の変更により、平成21年4月1日付けにおいて、実質0.4%（1.6%→1.2%）の引き下げとなり、効果的な貸付業務の実施に貢献した。

（2）貸付金の主な財源となる民間金融機関からの借入金について、就任前の借入機関4行体制から、道東を営業エリアとする本会の委託金融機関である大地みらい信用金庫との交渉により新たな借入機関として参画を得、将来的にも安定した資金調達を可能とし貸付業務の円滑な実施に努めた。

平成 21 年度における独立行政法人北方領土問題対策協会
役員退職金に係る業績勘案率（案）の基準値について

平成 22 年 2 月 16 日

内閣府独立行政法人評価委員会

北方領土問題対策協会分科会長 上野 俊彦

平成 21 年度における独立行政法人北方領土問題対策協会の退職役員に関する業績勘案率（案）の基準値については、以下のとおりとする。

理事 ■■■■■ 平成 21 年度における業績勘案率の基準値は、1.0 とする。

（決定の方法）

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成 17 年 8 月 23 日内閣府独立行政法人評価委員会決定）に基づき決定

（決定の理由）

平成 22 年 2 月 16 日開催の北方領土問題対策協会分科会において審議

平成 21 年度における当該役員が在籍した法人の業務の状況は、当該年度計画に沿って順調に行われており、前年度までの業務実績等を総合的に勘案して決定

前理事所掌項目の21年度業務実績(平成21年4月1日～平成22年1月31日)

21年度計画の各項目	実 績
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
<p>(6) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業</p> <p>① 融資制度の周知 平成20年4月1日からの改正法の施行に関して、対象者が多く居住する道内及び富山県の10地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会報等を活用し、以下について周知の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資内容及び手続きの方法について ・ 元居住者の居住要件の緩和について ・ 生前承継及び同制度を補完する死後承継について 	<p>融資内容等の周知や要望等の聴取を目的とした融資説明会及び新規貸付・生前承継手続等について、個別対応をする融資相談会を対象者が多く居住する10地区での開催を計画し、これまでに10地区で11回開催したが、法対象者の要望があり、あと2地区で開催する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者数 445名(前年同期459名) ・ 相談件数 100件(前年同期103件) <p>21年度においても、内閣府北方対策本部、千島連盟等の関係機関との連携を密にし、法改正により新たに対象となった居住者や生前承継を補完するため創設された死後承継制度の資格者等に対して、改正内容と融資制度についての周知を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレットの送付 6,467名(6月11日) ・ 死後承継ができる可能性が高い2世世帯に対するダイレクトメール送付(692世帯、10月1日) ・ 協会広報誌「北対協札幌だより」の送付(6,397名、1月4日) <p>また、融資説明・相談会、関係機関実務担当者会議、千島連盟支部長・推進員融資業務研修会、などのあらゆる機会を利用して融資制度の周知徹底に努めた。</p>
<p>② 関係金融機関との連携強化 融資制度の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌) ○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌) 	<p>関係金融機関との定例的な会議のほかに、必要に応じて関係金融機関を訪問し、協会からの情報を提供すると共に、利用者ニーズの把握や取扱機関の要望・意見により改善を図るなど、次のとおり制度利用の活性・円滑化に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年10月 根室管内漁協との業務打合せ <p>関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、融資業務の拡充と一層の円滑化・制度利用の促進を図るために、以下の会議を予定通り開催した。</p> <p>「漁業協同組合担当者会議(漁協担当者会議)」では、漁協組合員の法対象者が生前・死後承継について相談するケースが多いことから、この手続きについて特に丁寧に説明し、理解を深めた。</p> <p>[漁業協同組合担当者会議] [開催月日] 平成21年 4月24日 [出席者] 根室管内等漁業協同組合等 [協議事項] 現地近況報告等</p> <p>[関係機関実務担当者会議] [開催月日] 平成21年 4月24日 [出席者] 転貸組合、委託金融機関、関係市町村(根室市、黒部市等)、内閣府、北海道、千島連盟等 [協議事項] 貸付業務経過報告・貸付計画等</p>

21年度計画の各項目	実績										
<p>③ リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、更生、生活、修学、住宅改良の各資金については、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持するとともに、本年度から導入する個人信用情報システムを活用し、より正確な情報把握に努める等、リスク管理債権を以下のとおり適正に管理する。</p> <p>(ア) 貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)を全国預金取扱金融機関の19年度末平均比率3.11%以下に抑制する。</p> <p>(イ) 更生・生活資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。</p> <p>(ウ) 修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結(対象者の80%を達成目標とする)し、債権保全を強化する。</p> <p>(エ) 住宅改良資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。</p>	<p>事業資金については過去の生産高・収支実績と資産、負債の状況を把握し、資金の必要性や資金効果を重点に審査を行っている。</p> <p>生活資金については、特に資金の必要性と資金使途が明確であるか(目的外利用防止)を注視し、年齢、勤務先、収入、家族構成などによる可処分所得を重点に審査を行っている。</p> <p>資格者の高齢化が進んでおり、借入者が高齢の場合には連帯債務者や連帯保証人を強化するなど、債権保全を行っている。</p> <p>収入、資金使途など通常審査によりがたい案件については、債権管理担当者、貸付担当者、貸付統括者で合議し審査を行っている。転貸・委託扱いについても案件によっては事前協議を基本に、事業内容、償還能力など不明な点を補足し審査を行っている。</p> <p>信用リスクの管理は「延滞債権督促マニュアル」に基づき、21年度も電話・文書督促に加え、弁護士名文書督促、実態調査を実施し、管理・回収に努めた。</p> <p>1ヶ月以上の延滞先については、個別対象者の管理カードを作成し、督促記録や対象者の就業状況等を記録して管理し、債権回収に有効に活用している。</p> <p>時効中断については、時効中断管理簿により、時効期日と時効中断を適切に管理しており、時効によって消滅した債権はない。</p> <p>破綻先債権の管理については、破産手続の債権届出等、相手弁護士との情報を蜜にし適切に対処している。また破綻先債権については、連帯債務者・連帯保証人と協議を行い債務承認と返済約定書の徴収に努め回収促進を図っている。</p> <p>12月31日現在のリスク管理債権比率は2.50%で、計画の3.11%以下を達成しており、2%台の水準を維持することができている。</p> <p>(リスク管理債権比率の推移)</p> <table border="1"> <tr> <td>(H16)</td> <td>(H17)</td> <td>(H18)</td> <td>(H19)</td> <td>(H20)</td> </tr> <tr> <td>2.46%</td> <td>2.20%</td> <td>1.97%</td> <td>2.10%</td> <td>2.65%</td> </tr> </table> <p>(参考)</p> <p>他金融機関のリスク管理債権比率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市銀行 1.78% ・地方銀行 3.28% <p>※平成21年3月末時点(出所:金融庁HP)</p> <p>経済状況が悪化している中、リスク管理債権の抑制に向けた対策として、督促業務や実態調査を実施するなど積極的な管理・回収に努め、破綻先債権、延滞債権及び貸付条件緩和債権の各債権額は昨年度末と比して減少しており、リスク管理債権総額、比率とも昨年度末水準を下回っている状況である。</p> <p>12月31日現在の更生・生活資金のリスク管理債権額は23,272千円であり、前中期計画期間中の平均残高36,657千円の63.5%の水準である。(計画は、32,991千円)。</p> <p>修学資金について、新たに成人に達した就学者の全員について、連帯債務契約を締結し、計画の80%を上回る100%の連帯債務契約率を実現し、債権保全の強化がなされている。</p> <p>12月31日現在の住宅改良資金のリスク管理債権額は40,768千円であり、前中期計画期間中の平均残高56,965千円の71.6%の水準である。(計画は、51,268千円)</p>	(H16)	(H17)	(H18)	(H19)	(H20)	2.46%	2.20%	1.97%	2.10%	2.65%
(H16)	(H17)	(H18)	(H19)	(H20)							
2.46%	2.20%	1.97%	2.10%	2.65%							
<p>④ 融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。</p>	<p>元居住者等で構成された団体である千島連盟の支部の代表者等と、融資業務実績及び22年度融資計画、借入資格等全般について、理解の深耕と意見交換を目的として下記研修会を計画どおり開催した。</p> <p>承継手続きについて重点的に説明を行い、資格者への周知方法や広報等に関する意見や、適正な運用方法の検討などの要請があり、参加者の理解を深めることができた。</p> <p>[支部長・推進員融資業務研修会] [開催月日] 平成21年 5月26日 [出席者] 連盟本部、支部等 [協議事項] 貸付業務経過報告・貸付計画等</p>										

平成 21 年度（4 月 1 日～1 月 3 1 日）

独立行政法人北方領土問題対策協会理事としての■■■■氏の業績（案）

■■■■氏は、北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務を所掌する札幌事務所を掌握し、平成 21 年度においては、以下の業務を中心に推進した。

- 融資説明・相談会の充実強化、関係機関との連携
 - ・平成 20 年 4 月 1 日より施行された改正法の内容の周知及び融資業務全般に対する法対象者からの意見・要望の聴取を目的とした融資説明・相談会を開催（在任期間中の計画 8 地区に対し 10 地区）。
 - ・融資制度の円滑化を図るため、関係金融機関を対象とした「漁業協同組合担当者会議」及び「関係機関実務担当者会議」を開催。

- リスク管理債権の縮減
 - 貸付残高に占めるリスク管理債権の割合（リスク管理債権比率）を全国預金取扱金融機関の 19 年度末平均比率 3.11%以下に抑制（平成 21 年 12 月 31 日現在 2.50%）するなど安定した事業を推進。

- 融資業務研修会の開催
 - 元島民等により構成される団体の支部長、推進委員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な状況を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催。